

## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳情6第27号	受理年月日	令和6年8月26日
件 名	現第十一中学区在住の全ての子が安心して目黒西中学校仮校舎に通学するためのバスの運行を求める陳情		

### 【陳情の趣旨】

現八中と現十一中の統合にあたって、通学距離・通学時間が決め手となって、新校舎が現十一中の校地に開校されることになりました。十一中学区から八中まではあまりに遠距離であることが校地選択の根拠とされています。

新校舎完成までの期間、現十一中学区の子どもは、その困難な通学をしなければなりません。救済措置を講じるのが、統合を決めた大人の責任だと思います。そして、その措置の適応が、「2キロ以上、30分以上が基準となる」という従来の規定を改定（あるいは柔軟に対応）して、通学の困難の解消を図るべき時が来ていると思います。他校との公平性が説明会で強調されますが、真の公平性とは、数字で計る単純な横並びのことではありません。

第一に、現十一中学区と目黒西中学校仮校舎との間には高低差という他校間にはない特別な地形的問題があります。また、前回の三中・四中の統合時には、異常気象がここまで深刻ではありませんでした。しかも、他地域とは異なって、地域間を結ぶ公共交通機関の便が悪く、利用に適さないという問題もあります。

そして何より、「教育のユニバーサルデザイン」を謳う統合新校は、あらゆる子が負担なく通える期待のもとに開校されるのではないかでしょうか。

「負担が大きい」という保護者からの声に、説明会では「個別に対応する」という回答がされていますが、それでは、「選別」という高いハードルを設けることになります。

不登校生・不登校傾向の子どもが急増する今、従来想定された平均的な中学生、平均的な家庭環境にとらわれず、様々な条件・事情を持つ子どもや家庭を当たり前と受け止めてほしいです。「個別」の条件で「選別」するのではなく、誰もが楽に安心して通学できるように、目黒区を挙げて工夫してくださることを期待しています。

そこで、以下の経路でスクールバス（コミュニティーバス）を運行させることを提案します。そして、インクルーシブ教育の観点から、このバスは、居住地や距離にかかわらず、目黒西中学校生なら誰でも無料で利用できるものとして欲しいです。

【B S 緑ヶ丘小付近に新停留所設置】—【B S 緑が丘交番】—【B S 中根小】—【B S 中根二丁目】—ここから先は乗車なし—（都立大学駅）—（目黒通り）—【B S 碑文谷警察署 西中生下車】—（回送—碑文谷五丁目交番右折—サレジオ教会右折—環状7号線右折—柿の木坂交差点左折—都立大学駅—目黒通り—緑ヶ丘小） B S=B U S S T O P

※現十一中学区内の2つの小学校付近に停留所を設ければ、わかりやすく安心し

て利用できる。さらに便利なコースがあれば、本案にこだわるものではない。  
※東急バス、サンクスネイチャーバス、特別支援学校送迎用バスの増発や、新規バスの運行など、実行可能な運営者を選定し、令和7年4月に間に合うよう、準備し、そのことを十一中学区に周知する。  
※当面は、朝の登校時間帯に少なくとも三巡するバスとする（西中開校後、当事者で検討する）。また、下校バスは西中生や保護者のニーズに応えて速やかに運行計画を立てる。

以上の理由と具体案を示して、次の陳情をします。

**【陳情事項】**

現十一中学区在住の全ての子が安心して「目黒西中学校仮校舎」に通学するためのバスの運行を求めます。